平成２９年（フ）第１６２号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目33番８－201号
債務者　安井　千華（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６３号
神戸市兵庫区松原通４丁目４番18－502号
債務者　平野　彰造
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６８号
神戸市北区南五葉２丁目４番11－505号、従前の住所神戸市北区北五葉７丁目１番８－302号
債務者　龍野登志子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８８号
神戸市垂水区桃山台１丁目17番地１－204号
債務者　あいこと　黒田　千鶴
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９７号
神戸市東灘区本山南町８丁目１番１－1303号
債務者　森　　和恵
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
千葉県木更津市高柳２丁目２番17号　19
債務者　荒津前仁美
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１３５号
神奈川県平塚市山下51番地の１　パティオ山下Ａ－202、前住所神奈川県秦野市東田原456番地　ハイツグリーンヒル　102号
債務者　高橋　葉子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９２号
神奈川県伊勢原市石田861番地の１　テレパレス伊勢原３号棟501号
債務者　森田富彦こと　陳　　富彦
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２７号
神奈川県秦野市平沢1301番地
債務者　石田　光男
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２号
青森県五所川原市金木町沢部103番地１
債務者　齊藤　正男
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
青森県五所川原市みどり町５丁目３番地　県営住宅７－４－３
債務者　清野　光子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
青森県弘前市大字神田４丁目４番地９　メゾン晴山202号
債務者　岡部　まい
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７２９号
神奈川県中郡大磯町西小磯751番地７　エトワールⅣ　102
債務者　生居　衣理
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９６号
神奈川県足柄上郡中井町北田389番地１　ワンステップスクール伊藤学校　湘南校、前住所大阪府堺市美原区今井439番地２
債務者　浅田　　望
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１７号
神奈川県小田原市中里150番地の12　シャルムイケノヤ103、前住所神奈川県茅ヶ崎市幸町７番５－603号　クリオ湘南茅ヶ崎
債務者　本島　聖子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８３７号
名古屋市中川区一色新町１丁目102番地　高羽ハイツ103号
債務者　須釜　誉志
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８号
熊本県水俣市袋2208番地12
債務者　内村　美記
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
熊本地方裁判所八代支部